

小規模企業者物価高騰対策緊急支援事業

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業)

1 概要

電気・ガス料金や物価の高騰の影響を受けている市内の小規模企業者を支援

2 申請受付期間

令和4年 11 月 24 日(木)～令和5年2月 17 日(金)

3 予算額

300,000 千円(1事業者あたり一律 100 千円が基本)

4 申請・支給状況等

(1) 支給決定件数(2月 17 日現在): 868 件

(2) 支給決定総額(2月 17 日現在): 86,770 千円

(3) 執行率(2月 17 日現在): 約 29% (86,770 千円/300,000 千円)

※ 申請があったもののうち未決定のものについては、速やかに審査を行い、要件を満たしていることが確認されるものについて、3月末までに支給していきます。

5 周知について

市広報、ホームページ、SNS、公共施設への配架、関係機関・団体(商工会議所、商業団体連合会、ひらかた信用金庫)を通じた案内、市登録事業者等への文書送付、市職員によるポスティング等を実施

寝屋川市小規模企業者物価高騰対策緊急支援金

寝屋川市は、電気・ガス料金や物価の高騰の影響を受けている市内の小規模企業者を支援します。

- 1 給付額** 1事業者あたり一律**10万円**(法人・個人事業主ともに)
※申請は、事務所、店舗等の数に関わらず、1事業者あたり1回限りです。
※「寝屋川市介護施設等物価高騰対策緊急支援金」又は「寝屋川市障害者施設等物価高騰対策緊急支援金」の交付決定を受けている場合は、10万円から当該交付決定額を差し引いた額となります。

- 2 申請期間** 令和4年11月24日(木)から
令和5年 2月17日(金)まで【**当日消印有効**】

- 3 対象者**
寝屋川市内に事業所等(事務所、営業所、店舗、工場等)があり、事業を実施している『小規模企業者』で、4の交付要件を満たす方が対象となります。(一部対象外となるものがあります。)

【小規模企業者とは?】

以下の表のとおり、業種ごとに、常時使用する従業員数が定められた数以下の事業者をいいます。

業種 ※1	常時使用する従業員数 ※2 【事業者単位】
①卸売業 ②小売業 ③飲食サービス業 ④生活関連サービス業(洗濯業・理容業・美容業・浴場業・旅行業等) ⑤情報通信業 ⑥不動産業 ⑦物品賃貸業 ⑧専門・技術サービス業 ⑨教育・学習支援業 ⑩金融業・保険業 ⑪農業 ⑫福祉 ⑬医療(個人事業主の場合に限る) ⑭その他	5人以下
⑮建設業 ⑯製造業 ⑰運輸業 ⑱宿泊業 ⑲娯楽業 ⑳医療(法人の場合に限る)	20人以下

※1 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、個人事業主(副業の場合は除く)のほか、特定非営利活動法人、(一般・公益)社団法人、(一般・公益)財団法人、医療法人等も対象となります。

※2 申請時点の従業員数です。事業所単位ではなく、事業者単位となりますのでご注意ください。

【常時使用する従業員数の範囲】は募集要項をご確認ください。

ご不明な点があればご相談ください。(Tel:072-839-8031)

※相談窓口は **7** をご確認ください

4 交付要件

次の①～④の要件を全て満たす『小規模企業者』が対象となります。

- ① 寝屋川市内に事業所等があり、事業を実施していること。
- ② 本支援金受給後も、寝屋川市内で継続して事業を行う意思があること。
- ③ 電気・ガス料金や物価の高騰の影響を受け、売上総利益又は売上高について、令和4年1月～12月のいずれかの月(基準月)の額が、比較対象月の額と比べ、20%以上減少していること。

例) ①と②を比較して、売上総利益又は売上高が20%以上減少

比較対象月	基準月	減少率
②令和2年4月	①令和4年4月	$(②-①)/② \times 100$
3,000,000円	1,500,000円	50%

- ④ 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

※ 詳しくは、募集要項を確認ください。

ご不明な点があればご相談ください。(Tel:072-839-8031)

※相談窓口は **7** をご確認ください

⚠ **不正受給は
犯罪です。**



⚠ **不正受給は犯罪です。**

5 申請に必要な書類 **募集要項を必ず確認の上、申請してください。**

- (1) 交付申請書兼請求書(指定様式)※1
 - (2) 誓約書・同意書(指定様式)※1
 - (3) 申請チェックシート(指定様式)※1
 - (4) 寝屋川市内での営業実態が確認できる書類(以下のような書類)
 - ・現在(履歴)事項全部証明書の写し又は登記簿謄本若しくは抄本の写し
 - ・直近の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書
 - ・開業届の写し
 - ・事業所のホームページの写し、事業活動に係るパンフレットの写し 等
 - (5) 「常時使用する従業員」の人数・名前が確認できる書類(以下のような書類)
 - ・従業員名簿の写し
 - ・「常時使用する従業員」の人数・名前が確認できる書類(指定様式)※1
 - (6) 売上総利益又は売上高の減少が20%以上あることが確認できる書類(以下のような書類)
 - ・法人事業概況説明書 ・青色申告決算書 ・売上台帳や帳簿 等
 - (7) 振込先の金融機関の口座が確認できる書類
振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、名義(カナ氏名)※2、口座種別、口座番号等がわかるもの)
- ※1 指定様式は、産業振興センター窓口等においてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ※2 法人は法人名義、個人事業主は個人事業主名義のものを提出してください。

以上のほか、本支援金の適正な給付等のため、必要な書類を求めることがあります。

6 申請方法

郵送または窓口(産業振興センター)による申請

【オンライン申請もできます】➡



※郵送の際は、必ず**追跡可能なレターパック等**をご使用ください
※窓口の場合、混雑する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※ファクシミリ、市役所窓口での申請受付はできません。

※申請においてご不明点があれば、まずはお問い合わせください。

手順1 市ホームページから様式をダウンロードまたは窓口でお渡し
手順2 申請書を記入し、必要書類を添付の上、郵送または窓口へ

7 相談窓口 令和4年11月24日(木)～令和5年2月17日(金)

平日 10:00～17:00(土日祝及び令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)は除く)

寝屋川市小規模企業者物価高騰対策緊急支援金担当

☎ 072-839-8031 ● 産業振興センター4階窓口

寝屋川市東大利町2番14号

8 その他

申請書の書き方を教えてほしい 書類の確認や要件を教えてほしい
物価高騰等に対する専門家の経営支援やアドバイスがほしい



相談窓口では、経験豊富な経営支援アドバイザーによる『申請サポート』を実施しています。(原則、予約制 ☎072-839-8031)

実施期間: 令和4年11月28日(月)～令和5年2月10日(金)

平日 10:00～17:00(土日祝及び令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)は除く)

※空き状況については、事務局までお問い合わせください。

※経営支援アドバイザーへの相談によって、必ず審査が通るものではありませんので、御了承ください。



9 市ホームページ

